

第三十八回国 参議院農林水産委員会會議録

第二十一号

(二三三)

昭和三十六年三月二十八日(火曜日)

午前十一時十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 藤野 繁雄君
理事 秋山俊一郎君
櫻井 志郎君
龜田 得治君
森 八三二君

委員 青田源太郎君
石谷 壽男君
植垣弥一郎君
岡村文四郎君
河野 謙三君
重政 庸徳君
田中 啓一君
堀本 宜実君
北村 暢君
小林 孝平君
安田 敏雄君

事務局側
常任委員会 安楽城敏雄君
専門員 松岡 亮君
農林省農林経済局参事官
参考人 農林漁業金融公庫副総裁 北島 武雄君
農林漁業金融公庫経理部長 葛西 憲夫君
農林漁業金融公庫業務計画課長 川島 敬忠君

本日の會議に付した案件

○連合審査会開会に関する件
○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○理事(櫻井志郎君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。この際お諮りいたします。国有鉄運賃法の一部を改正する法律案について、運輸委員会に連合審査会の開催を申し入れることに御異議ございませんか。
○理事(櫻井志郎君) 御異議ないと思

○理事(櫻井志郎君) 御異議ないと思おます。よってさよう決定いたしました。
○説明員(松岡亮君) 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(予備審査)を議題といたします。
前日に引き建き質疑を行ないました。
○龜田得治君 昭和三十六年度における公庫の貸付予定額が六百億となっており、そのおとすだけ詳細に内訳が、できておると思おますが、資料としてお願ひしておきま

○説明員(松岡亮君) さっそく用意して提出いたします。
○理事(櫻井志郎君) ちょっと速記をとめて。
(速記中止)

○理事(櫻井志郎君) 速記を始めて。
○北村暢君 公庫の法案について今度の出資の増額と、新たな林業関係の新しい制度金融が出てきたのでございませぬけれども、従来この農林金融についての交通整理の問題が出ておりました。今度も農業近代化資金という新しいものが出て参りましたが、制度金融としてのこの交通整理問題に関する従来の検討をされて参りました内容等について状況を一つ御説明を願ひたいと思おう。どういふことなのか。

○説明員(松岡亮君) 農業金融関係の交通整理についての御質問でございませぬが、従来からただいま御指摘がございましたように、いろいろ制度金融が、言ひ方は適當でないかもしれませぬが、乱立しておたような感じはしておたのでございませぬ。まず、政府資金を使います融資といたしましては農林公庫の融資がございませぬ。これに準ずるものとしては農業改良資金、それから開拓者資金等がございませぬ。それから系統金融の資金を使いますものとしましては災害金融関係、それから改良資金の一部、有畜農家創設資金、その他若干ございませぬが、そういうようにそれぞれ目的をもち、それぞれの条件で実施されておたのでございませぬ。それぞれの理由があつたことは事実でございませぬが、しかし、だんだん系統資金の内容も充実されておりました。従来公庫でやっておりました、た

とせば共同利用施設のごときは、その条件から見ましても、最近蓄積されて参りました系統の資金で、特に農業協同組合の共済事業の責任準備金などの蓄積によりまして、漸次その方でもかなえるような態勢ができてございませぬ。

また、各種の制度金融につきまして、たとえば有畜農家創設資金、あるいは農業改良資金等につきましては、農林公庫の個人施設、あるいは共同利用施設と同じような性格の資金がございませぬ。それらはできれば末端においては別々の制度としてではなくて、単一の制度として、借りる方の農民の方々から見ればできるだけ簡単に、しかもまとまって借りられるようにした方が非常に便利であるというような面が考えられておたのでございませぬ。そういうことを考えまして、一昨年関係方面の権威者の方々の御意見なども伺ひまして、だんだん農業金融関係の制度金融の整理統合の方向を検討しつつ参つたのでございませぬ。今回予算の方でも御審議願ひしておりますが、新しく農業近代化資金の制度を作りまして、非常に豊富になりました系統資金を活用いたしまして、従来政府資金でまかなつておりました農林漁業金融公庫の共同利用施設及び個人施設の一部、それから農業改良資金、有畜農家創設資金を一括これに統合いたしまして、しかも、資金量を非常に大きくいたしました。条件は従来よりもむしろどちらかといへばいい条件、たとえば

農林公庫の個人施設、あるいは共同利用施設と同じような性格の資金がございませぬ。それらはできれば末端においては別々の制度としてではなくて、単一の制度として、借りる方の農民の方々から見ればできるだけ簡単に、しかもまとまって借りられるようにした方が非常に便利であるというような面が考えられておたのでございませぬ。そういうことを考えまして、一昨年関係方面の権威者の方々の御意見なども伺ひまして、だんだん農業金融関係の制度金融の整理統合の方向を検討しつつ参つたのでございませぬ。今回予算の方でも御審議願ひしておりますが、新しく農業近代化資金の制度を作りまして、非常に豊富になりました系統資金を活用いたしまして、従来政府資金でまかなつておりました農林漁業金融公庫の共同利用施設及び個人施設の一部、それから農業改良資金、有畜農家創設資金を一括これに統合いたしまして、しかも、資金量を非常に大きくいたしました。条件は従来よりもむしろどちらかといへばいい条件、たとえば

農林公庫の個人施設、あるいは共同利用施設と同じような性格の資金がございませぬ。それらはできれば末端においては別々の制度としてではなくて、単一の制度として、借りる方の農民の方々から見ればできるだけ簡単に、しかもまとまって借りられるようにした方が非常に便利であるというような面が考えられておたのでございませぬ。そういうことを考えまして、一昨年関係方面の権威者の方々の御意見なども伺ひまして、だんだん農業金融関係の制度金融の整理統合の方向を検討しつつ参つたのでございませぬ。今回予算の方でも御審議願ひしておりますが、新しく農業近代化資金の制度を作りまして、非常に豊富になりました系統資金を活用いたしまして、従来政府資金でまかなつておりました農林漁業金融公庫の共同利用施設及び個人施設の一部、それから農業改良資金、有畜農家創設資金を一括これに統合いたしまして、しかも、資金量を非常に大きくいたしました。条件は従来よりもむしろどちらかといへばいい条件、たとえば

農林公庫の個人施設、あるいは共同利用施設と同じような性格の資金がございませぬ。それらはできれば末端においては別々の制度としてではなくて、単一の制度として、借りる方の農民の方々から見ればできるだけ簡単に、しかもまとまって借りられるようにした方が非常に便利であるというような面が考えられておたのでございませぬ。そういうことを考えまして、一昨年関係方面の権威者の方々の御意見なども伺ひまして、だんだん農業金融関係の制度金融の整理統合の方向を検討しつつ参つたのでございませぬ。今回予算の方でも御審議願ひしておりますが、新しく農業近代化資金の制度を作りまして、非常に豊富になりました系統資金を活用いたしまして、従来政府資金でまかなつておりました農林漁業金融公庫の共同利用施設及び個人施設の一部、それから農業改良資金、有畜農家創設資金を一括これに統合いたしまして、しかも、資金量を非常に大きくいたしました。条件は従来よりもむしろどちらかといへばいい条件、たとえば

農林公庫の個人施設、あるいは共同利用施設と同じような性格の資金がございませぬ。それらはできれば末端においては別々の制度としてではなくて、単一の制度として、借りる方の農民の方々から見ればできるだけ簡単に、しかもまとまって借りられるようにした方が非常に便利であるというような面が考えられておたのでございませぬ。そういうことを考えまして、一昨年関係方面の権威者の方々の御意見なども伺ひまして、だんだん農業金融関係の制度金融の整理統合の方向を検討しつつ参つたのでございませぬ。今回予算の方でも御審議願ひしておりますが、新しく農業近代化資金の制度を作りまして、非常に豊富になりました系統資金を活用いたしまして、従来政府資金でまかなつておりました農林漁業金融公庫の共同利用施設及び個人施設の一部、それから農業改良資金、有畜農家創設資金を一括これに統合いたしまして、しかも、資金量を非常に大きくいたしました。条件は従来よりもむしろどちらかといへばいい条件、たとえば

公庫のこの融資の拡充ということでもって融資対象の融資額の拡大であるとか、あるいはこの公庫に対する政府の出資の増額、そのほか外部資金の導入、こういう外部資金に対して利子補給をして外部資金を導入するというような考え方で公庫融資を拡充する、こういう考え方があったように思うのです。それで今申したこの近代化資金と公庫の実際の運用面との関係がどのようになるのか。ちよつとその公庫の運用といいますが、そういう面についての将来の見通し、基本的な方針、こういうようなものについても少しわかるように御説明願いたいと思ひます。

○説明員(松岡亮君) 公庫資金、つまり政府資金の融資につきましては、従来ともその拡充に非常に努めて参つたのでございますが、その点につきましては、今後とも同様でございます。明年度におきます公庫の融資計画は今年度の五百十七億円に對しまして六百億円に大幅に増額されておるのでございます。しかも、これは先ほども申し上げました通り、一部共同利用施設及び指定の個人施設が近代化資金に移管されましても、これだけ資金量としては増加したのでございます。従いまして、実質的には五百十七億から六百億に増額された以上にさらに増額されておると申し上げてよいかと思うのであります。それらの内容につきましては、農業関係の共同利用施設それから個人施設につきましては、原則として近代化資金に移管されたのでございませうが、なお土地改良それから林業、漁業関係は、特に林業、漁業関係はこれは全般として公庫に残っております。

今後ともこの方面の拡充に大いに努力を要するのでございます。それに対する資金の手当につきましては、出資につきましてはは昨年より若干の増額でございませうが、資金運用部あるいは簡易保険等の資金につきましては、かなり大幅に増加しております。まあ明年度の融資につきましては、大体必要量を満たし得ると、かように考えておるのでございます。

○北村暢君 公庫金融というのは概念からいって組合系統資金の補完をする、と、こういうのが目的であるわけですね。ところが、組合系統資金というのは、現在単協で五千億、信連として三千億、中金で二千億まあ一兆円の非常に豊富な資金のワクというものを保持に至つた。そうして、そういう状態の中でその組合系統資金というものが、農民の金融として預貯金は非常にふえておるけれども、実際に組合系統資金というものが農家の経営資金なり、事業拡大のための資金なり、近代化のための資金なりというものために今度おられない。そういうもののために今度近代化資金三百億円というもので政府が二分の利子補給をして借りやすいようにしよう、と、こういうことですが、私どもはこの二分の利子補給をして、七分五厘でもなおかつ農民は高く、これは三百億ごなし得るかどうかね、まだ条件としては金利を下げないといふと農業経営のベースには乗ってこないのじゃないかという感じを持つています。そういう中で、実際問題としてそういう近代化資金というように措置をとりましたけれども、なおかつ制度金融というものは、公庫資金というものは、私どもやはり非常に将来農

業の近代化なり何なりという面において大きな役割を果たすのじゃないかと、こういうような感じを持つています。今組合系統資金のそういうような非常な豊富な資金のある状態の中で、この農民のための金融というものが伸びないでいる、こういう原因、そして公庫というものが補完をするというのですから、組合系統資金の不十分な点を補完をする、そういう点があるから、まあ組合系統資金が非常に充実してくれば、公庫資金というものは将来は必要なくなつてくるのではないかと、そういう考え方のもとに政府の出資なり何なりというものも減つてくるのじゃないか、これは将来のことですがね、私はそういうような考え方を持っておられるのかどうなのかですね。公庫の必要性というふうなものについて、どのようにならぬかと、この点も一つ、先ほどもお伺いしたのでありますが、根本の問題として今後公庫というものをどういふふうに見たいかとするのか、これを一つお伺いしたい。

○説明員(松岡亮君) ただいま御指摘のありました農林公庫の資金は、組合系統金融の補完としての役割を果たすであらうというふうな点につきましては、確かに一面におきまして補完する機能を持つておると存じます。それは特に終戦後今日に至るまでの経過におきましては、いわゆる資金不足の時代でございましたので、量としてその組合系統資金の足りない部分を補つていくという役割がかなり多く出て参つておつたと、さように考えられるのでございませう。しかしながら、その量的な面だけでなく、従来から質的にどう

しても系統資金といいますが、民間資金ではやれないという分野があつたように考えておるのでございます。たとえば土地改良とか造林とか、あるいは林道、そういった、それだけでなく公共事業的な性格を持つもの、あるいは開拓者に対する融資というように、特に政策的に政府資金をもつてリスクをかつ推進しなければならぬ特別な条件でもってやらなければならぬという面は、これは従来からもちろん質的にもあつたのでございます。今後におきましては、量的に組合系統資金を補完するという役割も、まだ当分必要かとも思ひますが、むしろ質的に、どうして政策的に政府資金でもってやつか、新しく農業の構造的な、何と申しますか、改善を推進していくというふうな要請が強まつて参りますと、農林公庫によりまして、政府資金でもって、特別に長期に、かつ低利に、どうして民間資金ではまかなえないような資金の供給を行なっていくという必要はますます増大して参る。かように考えております。

○北村暢君 公庫資金というものを強化していくという方針のようでございますから、一応その点は承しておきたいと思ひます。それで、次にお伺いしたいのは、公庫資金の内容が複雑で、実際に農民が利用する場合に、不便を感じている貸付条件ももちろんその目的によつて違つてはございますが、そういうものをやはり整理統合して、借りやすい、わかりやすい一つというふうにしていく、こういう考え方があつたやうでございませうが、近代化資金と

いうことで、有畜農業だとか、あるいは農業改良資金というものが統合されたいものです。この共同利用施設あるいは主務大臣指定の施設、こういうようなものを統合していき、こういうような案が考えられておつたやうですが、今度の法案では、そういうものは出ておらないわけですが、そういう考え方に對する法案が、そういうこと形で出てこなかった理由、この経過についてお伺いしたいと思ひます。

○説明員(松岡亮君) ただいまの御質問の御趣旨は、共同利用施設ならば共同利用施設として、農林漁業一本に統合する、あるいは共同利用施設と土地改良というふうなものと統合する、いろいろ考えられるのでありますが、おそらく前の場合ではないかと思ひるのでございますが、共同利用施設なら共同利用施設として一本にするという点におきましては、従来は運用におきましては、ワクとして農業、林業、漁業、そうしてその中に共同利用施設というふうに分かれておつたのでございませう。その間においては、若干に年度末等になつて、どれかのワクに多少余裕が出るというふうな場合に、ほかに回すというふうなこともあつたのでございませうが、原則としてワクはそれぞれ独立しておつたのでございませう。ただ今度は、農業関係では、近代化資金に共同利用施設の大部分が移ります。残つたものとしては、たとえば農協の病院というふうなものでございませう。それから主務大臣指定の方に残つて、あとはやはり近代化資金に移るといふことになりまして、

近代化資金の方では、いろいろなものが一本になりまして、果樹も家畜も共同利用施設も、一本になって運用される、それぞれの中心に一つの目標は立ちますけれども、非常に弾力的に運用されるということになって参りました、逆に公庫の方に残ったものは、病院とかそういう非常に特殊な性格のものでございます。これらについての特別の条件を、その施設ごとに考慮する必要がありますのでございます。また、土地改良と林業関係、造林とか林道というようなものにつきましても、いずれもこれは非常にいい条件にしなければならぬのでございますが、やはりそれぞれ性格によって多少の条件の差がございます。そういうのはむしろその目的を達成するために、融資の対象になる施設の性格から、どうしても区分した方がむしろ目的を達成する上において必要があると、かように考えられるのでございます。そういうことも考えまして、御指摘の点まことにございともございとも、農林公庫資金につきましても、今後むしろ一そう政策的に特定の目的を推進するというようなことを追及しなければならぬということにもなりまして、これを統合して非常に融通無碍にするというものは、必ずしも容易にはできないのではないかと、かように考えるのでございます。

○北村暢君 次にお伺いしたいのは、公庫の融資の拡充の問題ですが、この導入する外部の資金ですが、これについて、農協の共済責任準備金の問題が、だいぶ問題になっておったわけでございますが、この考え方が国の財政資金にだけ依存するということが、まあ資金量の問題からいって限界という

ものがあるもので、これを農協の共済責任準備金というものに資金を求め、こういう動きもあり、また考えられてきたようでございますが、これについての経過はどのようになっているのか。この点を一つお伺いしたいと思っております。

○説明員(松岡亮君) 農協共済の責任準備金が非常にふえて参りまして、運用できる資金が五百億あるいは本年度あたりは一十億に達するのではないかと、かようにいわれておるのでございます。しかもこれはかなり長期に運用できる性格の資金でございますので、その活用につきましては、もちろん系統の内部におきましても、また政府側としまして、いろいろ検討して参ったのでございます。しばしば指摘されますように、組合の系統内部の貸し出しが不活発である、まあいろいろな事情もございしますが、それで十分にその組合系統金融の機能を發揮してないという批判もあつたのでございます。この責任準備金などにつきましても、むしろそういうふうなことを除きまして、大いにこれを系統の貸し出しに使うのが望ましかつたのでございますが、どうもその点多少不十分であつたということもあつたので、昨年あたり今お話のございましたように、これを公庫に引き上げてきて、公庫の資金として活用するということも、話には確かに出たのでございます。しかし、それはまあ金融の組織としましては、下から上へ積み上げていって、さらに三段の上にとさらに公庫へ持ってきて四段がまえになるというふうな多少むだもあるということも考えられますし、公庫としては非常に新しい方式ともなり

まするので、むしろ系統内部においてこれを活用するというこの本来のやり方から、今度の近代化資金も農協の責任準備金を目安に置きまして始めることにいたしましたのでございます。

○北村暢君 いただいた、状況だけお伺いしたわけでございますが、そこでこの前資料要求をいたしておきまして、公庫の年度別原価歩合表という表をいただいております。この表の出るわけでございますが、この表の説明をまずお伺いしたいと思います。これをわかりやすく、ちょっと私どももろうとしますので、特に数字の問題でございまして、わかりやすく御説明願いたいと思っております。

○説明員(松岡亮君) お配りしてあります表は、農林公庫の資金の運用と、その調達との両面からコストと利回りの比較をしまして、大体の採算を概括的に表にしたものでございます。まず、一番上の資金運用利回りと申しますのは、農林公庫の資金全体を運用して、結局加重された平均で、どのくらいに貸し付けられておるかという歩合でございまして、で三十五年、本年度は五分五厘三毛、これは予算上でございますが、に運用されております。明年度は五分五厘八毛という見込みで作られております。これは三十三年度が五分五厘四毛、これは決算面でございます。その数字を参考にしまして三十五年度は五分五厘三毛と一部控へ目に押えてあります。それから三十四年度が決算上五分五厘九毛でございますが、三十六年度はこの三十四年度の決算の数字を使いまして、明年度五

分五厘八毛、こういうふうにしたのでございます。その二番目の欄以下は、これはコストの方でございますが、その(B)というのは一番下の償却引き当てを除きました原価の合計でございます。これは三十五年五分三厘七毛に對して、三十五年は五分四厘一毛、こういうことでございます。理由は、その下の資金のコスト、つまり出資と借入金を総合しましたコストでございますが、そのコストが三十五年が三分七厘七毛でありまして、三十六年度は三分八厘七毛、つまり出資に對して借入金資金の量がふえているということから、この資金のコストが上がっているのでございます。

それからその次は、受託金融機関に對する手数料でございます。これは三十五年の一分三厘四毛から一分二厘七毛に下がる見込みでございます。これの下がりますのは、直接貸しがふえておきますと、それから受託金融機関の金融機関当たりの受託の金額がふえるにつれて、手数料は減減するようになっておりますので、そういう関係からこれは下がってきているのでございます。それから事務費は、これは大体前年度と同様でございます。そういったしまして、結局資金運用利回りから(B)の償却引当金繰り入れ前のコストを差し引きますとという、貸し出しの償却のたに当てられる金額が、一番最後の下に出る参ります。これは三十五年の予算では一厘六毛、〇・一六%でございますが、明年度におきましては、わずかによくなって〇・一七%、こうい

う数字になるのでございます。ところが、これは前の三十三年、三十四年の決算の数字に比較しますと、だいぶ落ちておるわけでございますが、しかし、三十三年、三十四年度の予算では、たとえ三十三年度の予定では〇・〇一%、三十四年度では〇・一三%であつたのでございます。数字を説明いたしますと以上の通りでございます。

○北村暢君 この表でわかるように、資金の運用利回りというのは、年々悪くなつてきているように私どもは感ずるわけですが、この数字が微妙に、大して大きな開きがないのですから、ちょっとわからないのですが、資金の運用利回りというものは、まあ公庫に對しては悪くなつてきておる。こういうふうに感ずるのでございますが、それに引きかえて公庫資金は、今後長期低利条件を、さらに借りる側からすれば、いい条件のものを借りたい、そういう資金をふやしたい、これはもう当然の要求でございますから、今後公庫を利用するということになれば、当然近代化資金なんかというものの関係からいっても、それで七分七厘の利子ではいかぬというところになれば、貸付条件を要求したい、こういう要求がやはり出てくるんじゃないかと思つておる。そこで、この貸付の平均の利子というのが一体どういふ傾向をたどつておるか、この点についてお伺いしたいと思つておる。まあ資金運用の利回りが悪くなつてくれば、当然貸し出しの場合の利子もそう引き下げるわけにいかなくなつてくる。まあこういうことが当然起つてくるんじゃないかと思つておる。そういうふうな点の事情

がどのようになっておられるのか。それから委託費の問題が、まあ直接貸しがふえてきた。そのために委託費が低下してきている。このことも利回りに対して影響を持ってくるんじゃないかと思うんですが、そういう点で公庫の運用面からいって、私もちょっとこの数字を見ただけでは、はっきりつかめませんので、どういう状況にあるのか、説明をしていただきたいと思ひます。

○説明員(松岡亮君) 一番上の資金運用利回りは、先ほど申しましたように、公庫から貸し付けられる資金の全部の平均の利回りといったらいいかと思ひますが、でございますから、この利回りが従来に比べて少しづつ上がってきておるといふ傾向をまず御指摘になったのだと思ひます。これは大体公庫の資金のうちで、五分とか、五分五厘とか、そういう低い利率で貸されるものがウエイトがやや下がったと、まあ端的に言えばそう申し上げていいんだらうと思ひます。これはなぜこういうふうになったかと申しますと、結局土地改良とか、そういう非常に低い利率のものが年々絶対量においては相当ふえてきておるのでございますが、そのほかの共同利用施設とか、個人施設とかいうものがウエイトがやや高まってきたりして、その方の需要が非常にふえてきておる、ウエイトがやや高まってきたりして、あるいは伐採調整資金のようなもの比較的ふえ方が少ない。これと非常に低い利率で貸されているものがあまりふえていないというような影響がここに出て、運用利回りが少しづつ上がったという従来の傾向があったのであると、かように考えるのでございますが、それで三十六年度

は、共同利用施設とか、個人施設とか、従来七分五厘で貸しておったものが近代化資金に移管されたわけでありますから、むしろこれはまた下り始めるわけではないかという御質問が出るかと思ひます。しかしその点につきましても、初年度からはすぐその影響が出てこない、漸次その影響は年を追って現われて参ります。まあそういうことになるわけでございます。それから原価の方では、委託費につきましても、これは確かに減つてきて、むしろこれは公庫の運営上は事務費の方が、直接貸しがふえますと、そちらがふえて、委託費の割合が下がる、こういう結果になるのでございませぬが、全体としてはまあ直接貸しのいき方にもよりますけれども、直接貸しがふえることによつて、委託費、事務費等の通常の管理費用はむしろ下がる傾向にある、資金量全体がふえるにつれて下がる傾向にある、こう申し上げてよいかと思ひます。

○河野謙三君 いたゞきました関係資料の四ページに年度別資金回収実績、予算額と実績と非常に大きく開いておりますがね。これはどういふ関係からこういふふうな大きな開きが出てくるのですか。

○説明員(松岡亮君) これは大体貸付の回収見込みの毎年度償還予定になつておるものを一応当たりまして、予算におきましては、その大体の見当でやつておつたのでございませぬが、最初の二十八年度から三十二年度ごろまでは、その差が出ておる。これはたとへば三十一年度において倍近く違つておつたのでございませぬが、当時は、特別会計時代に貸し付けられた土地改良などの資金が実は補助金に對する、まあ補助金が入りますと同時に繰り上げ償還されたというふうな事実がございまして、当初の見込みに對して予想以上に早期に償還されたというふうなことがございませぬ。必ずしも好ましいことではなかつたのでございませぬけれども、つなぎ融資に、結果から見れば補助金に對するつなぎ融資になつたというのが一部ございませぬ。そのものが非常に早く償還された、当初そういうことがあつたのでございませぬ。

○河野謙三君 まあ普通の常識からいけば、こういう回収の予算というものは、対して実績というものは大体むしろ低目にあるのが普通なんです。それは高くていいけれども、今御指摘のようによつて特殊の事情があつたかもしれぬけれども、数年にわたつて大幅にその実績が上つておるといふことは、公庫全体の予算の編成当時と決算におきましても非常に大きな狂いが来ておるのではないかと、こう思ひます。で、これはまだお伺ひする時間もありませぬから別にいたゞまして、一つ資料をできましたらお願いしたいのですが、この関係資料の二に、業種別貸付決定実績というのがありますね。これは業種別じゃなくて、事業形態別と申しますか、経営形態別と申しますか、たとえば営利会社に貸しているものがありませぬ。それから農民が組織して協同組合、団体、いろいろあるはずですね。こういうその経営形態別に貸付の明細を作ることができませんか。

○説明員(松岡亮君) 大体御希望に沿うようにできるだけ作つて提出したいと思ひます。

○河野謙三君 ですから、おわかりになつたと思ひますが、畜産とか、水産とか、林業とかという分け方ではなくて経営形態別に一つ貸付の明細をもらいたいと思ひます。同時に多少でも回収不能のものができておるでしょう、不良債権とか。こういうものもその経営形態別に回収不能のものがどういふふうにあるかということもあわせて出していただければ大へんけっこうだと思ひます。それを一つお願いいたします。

○説明員(松岡亮君) 経営形態別の資料につきましては、早急に直ちに準備して提出いたします。それから滞り貸しといひますか、回収不能に陥つた分につきましても、業種別にはつかめるようでございますが、経営形態別に整理するのは、ちょっと今直ちにはできませんというところでございませぬ。もしも差しつかえなければ業種別に回収不能に陥つた分の調査資料をまとめさせていただきますと思ひます。

○河野謙三君 できなければ仕方ありませんけれども、私が経営形態別に明細をもらいたいという趣旨は、要するに農産物なり、農業資材関係の営利会社にも金を貸しているわけですね。それから純然たる農民の組織する団体、組合にも貸してありますね。その場合に少なくとも営利会社には不良貸付なんがあるべきはずじゃないと思ひます。むしろ経営困難な組合、団体、農民側にあると思ひます。もし営利会社等に貸し付けたもので不良債権があつたら実におかしなものであつて、貸付の当初から私は無理があつたと思ひます。そういう点からそういう資料をほしいと思つたんです。しかし業種別にできるなら、その同じ資料で、ただ統制りか横制りかの問題で資料ができないというのはちょっと私は納得ができないのでございませぬ。

○説明員(松岡亮君) 確かに御指摘の通りでございますが、貸付先別のカードをあらためて整理し直す。非常に多数のカードでございませぬので、経営形態別の回収不能あるいは滞り貸しの状況になりますと非常に時間をかけなければならぬと思ひます。業種別でありますと、あまり時間を要せずに行けると思ひます。大体業種別に、営利会社が借りておるものは、業種別にこの分は多いとか悪いとかいふことは大よその見当はつくのでございませぬが、そういうものでよろしければ早急に、整理して差し上げたいと思ひます。

○河野謙三君 できないものは仕方ありませんけれども、私は業種別に畜産なら畜産、水産なら水産というのを見て、私としては大して意味はない

〔速記中止〕

と思う。たとえば水産なら水産の大企業の水産に融資してあるものと、それから小企業の漁民が組織してあるものに貸してあるものと、この両方の比較検討をしてみたいということであって、ただ個人の、何といいますが、秘密に属することは発表できないということであらば別でですけども、私は個人別に何もほしきと言っておるのではなくて、ただ水産関係なら水産に分けて会社方面に貸し付けておるものと漁民の組織してある団体、組合に貸しておるものと、縦割りといいいますか、これを分けて、分けたついでに不良債権というのでありますが、できなければやむを得ません。ただどういふ傾向になつておるか、営利会社の方と漁民なり農民の組織してある団体、組合、回収成績がどうなつておるかというくらいのこととは説明が求められると思うのですが、別の機会に、もし資料がいただければ、その説明をある程度していただきたいと思います。

○説明員(松岡亮君) できるだけ御趣旨に沿いますようにやりますが、場合によっては説明でお許しを願いたいと思います。

○理事(櫻井志郎君) 午前はこの程度にいたします。

午後零時十五分休憩

午後一時三十八分開会
○委員長(野野繁雄君) 委員会を再開いたします。

午前引き続き、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(閣法第九八号)(予備審査)を議題として、本案に対する質疑を行ないます。

なお、参考人としてただいま副総裁北島武雄君が御出席であります。なお、経理部長葛西憲夫君も出席であります。従いまして、本案について参考人に御質疑のおありの方は、あわせて御質疑をお願いいたします。

○北村暢君 公庫の副総裁にまず第一点にお伺いしたいのは、最近におけるこの資金の利回りについて午前中も経済局の方にお尋ねしておたのでございますが、この資金運用における問題について、最近の状況について、公庫の把握している状況について御説明をお願いしたいと思います。

○参考人(北島武雄君) お答え申し上げます。御承知の通り私も農林漁業金融公庫は長期にわたつて低利の資金を融通することを目的としていたしております。現在のところ利率の平均は六分弱かと存じますが、資金の運用利回りといつたしましては、最近三十五年度の予算につきましては五分五厘三毛、来たる三十六年度におきましては予算上五分五厘八毛を見込んでおります。私ども公庫の利率といつたしましては一番低利のは三分五厘という金利でございますので、非常に運用上毎年苦しい状態でございまして、政府の出資に相当部分を仰ぎまして、やつと収支合せておる状況でございますが、三十六年度におきましても、同様に政府出資八十九億円をもちまして、結局におきまして資金運用利回りとしては五分五厘八毛、ちょうど償却引当金繰入前の利益は前年、大体予算年度と同様に計上できるということになっております。何と申しましても平均利

率六分弱、こういうものに対しては資金運用部及び簡易保険、郵便年金から拝借して参るのは六分五厘でございます。その差は政府出資とそれから自己の回収金というものに頼らざるを得ないのでございますが、おかげをもちまして三十六年度におきましても予算上八十九億円の政府出資を受けましたので、おおむね大体前年度と同程度の収支内容に推移する、こういうふうになっております。

○北村暢君 今度の近代化資金の公庫に対する影響についてお伺いしたいと思つております。

○参考人(北島武雄君) 三十六年度に割設されます近代化資金設定に伴いまして、従来当公庫におきまして融通いたしました共同利用施設等につきましては、これは近代化資金に譲ることになっております。従来、これらの資金の利率は七分五厘でございます。その七分五厘の利率が系統方面に参ることになりまして、まあ理論的には収支はその関係だけでいへば悪くなつた、こういうことでございますが、ただ全体の上から見ますと、近代化資金の方へ移行を見込まれましたのは約三十億程度でございますので、全体といつたしましては目下のところさう私どもとして心配するところはない、こういうふうにご考慮しております。

○北村暢君 農業の近代化資金の新たな設立に伴いまして、今の御説明ですと、いと共同利用の施設の分が七分五厘の従来公庫でいえば一番利率の高いものが系統に移る、こういうことでそれが三十五億程度だから大して公庫には影響がないのだと、こういうふうな説明のようでございますけれども、最

初の説明からいって、借入金で預金部資金並びに郵便貯金等の借入金、利子のつくものが資金源としては多くなつておる。そういう中でまあ利率の高いものがほかに移つて貸付条件の、農民側からすれば有利な低利なものが残る、こういうことで公庫の資金の運用という面からいって大した影響はない、ということがまあそのように簡単に理解していいのかなのか。このことによつて公庫自体の経営の収支というものは苦しくなるといふふうにも、実際に大した影響はない、こういうふうに見て差しつかえないのでしょうか。

○参考人(北島武雄君) 私ども申し上げましたのは、理論的には確かに仰せの通りでございます。七分五厘のものが近代化資金の方に移行する、七分五厘の中の相当部分が移行するということは、確かに公庫の収支にとりましては非常に痛手でございます。ただ、従来の七分五厘はそのまま残つておりました。それから新しく今度三十億程度、ウエイトをいたしましては、差しあたりのところさう大きなものではございません。さういふことを申し上げたのでございます。しかし、ずっと七分五厘といふものが公庫にとりまして非常に収支のバランスをとるものでございまして、これがずっと減るようなことがございまして、これは収支に相当大きな影響があるわけでございます。私どももいたしましては毎年予算編成の当時に当該年度の貸付の計画を立てまして、そしてその収支のバランスがとれるように実は大蔵省に予算要求をいたしております。もちろん、企業努力

といつたしまして、内部的に経費の節減等に努めることはもちろんでございますが、こういう貸付の有利な、公庫から申しますれば有利な利率のものが他の方に移るといふことによりまして減る、収支の内容が悪くなるということにつきましては、私ども企業努力を続けてもなおつかまかなえないものは、国の財政におすがりするよりほかに、このように考えておりますわけでございます。今後ともそのような方向でもって予算の編成に努力をいたすつもりでございます。

○北村暢君 次に伺いたいと思いますが、従来出資金というものと政府の出資金と借入金と、出資金は大体本年度が七十億ですか、明年度予算で八十九億、こういうことよろしいですか。それに対して借入金の方が相当ふえてきております。これ年々ふえてきているようございまして、この面から言つても私はやはり相当この資金のやりくりについては問題が出てくるのではないか。それで、本来の公庫に対する農民の要求といつた、これはやはり長期低利の資金を望ましいわけでございますから、さういふ資金内容ということになつてくれば、どうしても長期低利の農民の要望というものにこたえがたいような影響があるのではないか。従つて、公庫の運用は何んとかかんとか赤字を出さないようにやつても、それが農民にしませになつて農民に比較的高い利子のものが、不利な利子のものが貸されるようになる。こういうことでは私どもは幾ら公庫の運用がうまくいっても、これは結果的にはその目的を達しないのではないか。さういふ農民の

側からすれば不利になる条件というものができてきているのではないか。どこかにし寄せがくるのではないかと、そういう感じがするのですよ。そういう面で公庫の資金の貸し出しの場合、実情は一体どういふふうになっているのか。その点について運用面における状況というものを御説明願えないでしょうか。

○参考人(北島武雄君) 毎年予算編成の際におきまして、当該年度の利用別の資金計画を立てまして農林省、大蔵省のもとに要求いたしております。予算編成の際におきましては、利率ごとに収支の状況全体を勘案いたしまして、最終的にいふと農林漁業金融公庫といたしましてつじつまを合わせるためにというよりも、少しでも収支の改善をするために政府出資の多からんことを期待し、かつ要求しているのでございます。年々財政投融资も他の方面に相当大きく増大いたして参りますので、私どもの要求が実は残念ではございますが、そのまま実現いたされておられません。ただ結果的に申しますと、毎年落ちついたところは、どうやらまあ私ども公庫といたしましては収支のバランスがとれる。それによってまた借り受けられる方々の方にもし寄せしないこと、こういうつもりで予算編成に臨んでいるわけでございます。もちろん、借り受けられる方々の方にし寄せを寄せるということも、私ども全く禁物であると考えておりますので、予算編成の際に、そういう点は十分両省にお願いたしましたして、私どもも成り立つように、また借り受け者の便になるようにというふうにお願いをし、かつ努力いたしているような次第でございます。

○参考人(北島武雄君) 林業関係の資金需要は非常に旺盛でございます。すでに昭和三十五年におきましても当初計画が四十四億四千万円でございます。これに対する要求は実を申し上げますと、この計画額を上回っておったのでございますが、三十五年にはおきましては残念ながらこれに対する調整は余裕がございませんでしたので、三十六年度におきまして計画に相当大幅に増加いたしてございます。三十五年には林業関係が十四億四千万円の貸付計画に對して、三十六年度におきましては七億七千万円増加いたしました。二十二億一千万円という計画でございます。それでその七億七千万円の増加の内訳といたしましては、大きなものは、公有林の分が四億五千万円、それから小造林の分が二億五千万円増、大造林が五千万円増、補助一般が一億二千万円、こういう内容でございます。

○北村暢君 貸付の予定計画というものと実績との間に、この資金をこなせないというふうな状況はないのでしょうか。最近の例で御説明願いたいと思うのですが。

○参考人(北島武雄君) 予算編成の際の貸付決定の計画はもちろん計画でございます。まして、その計画のつとつて実施いたして参るわけでございますが、実施の途上におきましてやはりいろいろ多少の食い違いがございます。そういう際におきましてお資金計画の変更をおいで調整いたしているわけでございます。たとえ本年、三十五年におきまして、当初貸付計画は五百十七億をもつてスタートしたわけでございますが、前年度の繰り越し等も、合わせて、さらに果樹振興法の整備等に件う調整等も合わせまして結局のところただいま五百二十五億二千八百万円という計画で参っているような次第でございます。まして、大体これでもいいのではないかと思つて、なお、年度末に参りまして若干多少のズレが出るかと存じております。

○委員長退席、理事桜井志郎君 着席 ○北村暢君 最近の公庫の資金の貸付に對する造林関係の要求が相当強くなつてきておる。今回も三十六年度においても予定額がふえておるようでございます。昨年度並びに今年度それから三十六年度、どういふ方向でこれはふえておるか、この点ちょっとお伺いいたしたいと思つております。

○参考人(北島武雄君) 林業関係の資金需要は非常に旺盛でございます。すでに昭和三十五年におきましても当初計画が四十四億四千万円でございます。これに対する要求は実を申し上げますと、この計画額を上回っておったのでございますが、三十五年にはおきましては残念ながらこれに対する調整は余裕がございませんでしたので、三十六年度におきまして計画に相当大幅に増加いたしてございます。三十五年には林業関係が十四億四千万円の貸付計画に對して、三十六年度におきましては七億七千万円増加いたしました。二十二億一千万円という計画でございます。それでその七億七千万円の増加の内訳といたしましては、大きなものは、公有林の分が四億五千万円、それから小造林の分が二億五千万円増、大造林が五千万円増、補助一般が一億二千万円、こういう内容でございます。

○北村暢君 ここで伺いたいのは、自作農維持創設資金の従来の実績からいって、創設の方、農地の取得の方の貸し出しと、それから維持の方の取得、これの比率は大体どのくらいになつておりますか。

○参考人(北島武雄君) 私のただいま記憶しておるところでは、取得関係が約三割、維持資金が七割、こういうふうになつておると存じます。詳細につきましては、さらに数字を見ましてお答え申し上げます。

○北村暢君 来年度予算の自作農維持創設資金ですが、これは大体三十億ばかりふえておるようですが、このふえたものは今後の自立経営農家を育成していく、こういう施策と関連してふえているのではないかと、こういうふう

に思うものでございますけれども、大体この面の計画予想というものはどのように立てられて予算、貸付予定額を来年度ふやすと、こういうことになつておるのか、その内容についてちょっと御説明いただきたいと思います。

○参考人(北島武雄君) 自作農維持創設資金のワケは、昭和三十五年におきましては百三十億円でございましたが、昭和三十六年度におきましては百六十億円と、三十億円増加いたしております。百六十億の内訳といたしましては、維持資金が六十億、取得資金が百億という割合でございます。従来、維持資金、維持資金の割合に比べて大幅な転換がございまして、これはもちろん、自立農育成家のための政府の御方針にのつたものでございまして、私どももいたしましては、この御方針に従いまして、この百億円の取得資金につきまして、初年度におきましてはなかなか進捗は、私は実はあまりよくないかと思つておりまして、御方針に従いまして、極力その取得資金について御方針に沿つた貸付をいたしたい、こう考えております。

○北村暢君 そこで伺いたいのは、今の説明ですと、維持資金が六十億で、取得の方が百億、こういうことのようにございまして、前年度において、百三十億のうち、維持資金が七割、取得の方が三割、従来の実績から言え、そういうふうな割合にほぼなつておるから、こういうことが、三十六年度では全くこれが逆転することになるわけですか。従つて、逆転どころでなしに、従来の維持資金の方が相当切り詰められる格好になつてくる

やないか。こういう心配が出てくるのではないかと思つております。それで私も、この自作農維持創設資金というのは、この維持資金がやはり相当なウエイトを持っているんだ、こういうふうには私は理解しておつたのです。実際三対七の割合で維持資金の方が多い、こういうことであつた。それを、来年度から全く逆転し、維持資金というものを六十億でみるということになりまして、従来の実績というのから、さらに維持資金の方を圧縮するんじゃないか、こういう感じがするわけですが、これで支障がないと考えられるのか、どうなのか。この点を一つお伺いしたいと思います。

それからもう一つは、農地の取得のための資金というか、その場合に、私は、取得するための融資をするということも、もちろん、これは自立農家をやる政府の趣旨から言え、そういうことかと思つて、逆に手放す方、これは、農地なり何なりを処分して転業する、こういうようなことにもなるんじゃないかと思つて、その場合に、転業資金というふうなものについて、資金の需要というものが考えられなかったのか、どうなのか。これは簡単に転業農家がやめていくといった場合にでも、転業資金的なものは必要になつてくるんじゃないか、このように思つて、公庫資金として、そういうものが考えられなかったのか。これは政府の方針で皆さんは予算を立てられるのですから、政策面においてそういうものが出てこなければ無理ないわけですが、実際に公庫をあずかるものとして、そういうことが全然考えられなかったのか、どうなの

か。この点、お伺いしたい。

○参考人(北島武雄君) 自作農資金の融資のワックにつきましましては、計画上、維持資金が三十五年度は八十九億円でございまして、三十六年度には一応六十億円で減少はいたしておりますが、実際の運用面におきましては、毎年相当額に上る災害がございまして、その状況に応じて調整しながら実行している実情でございまして、一般の維持資金については、実行上大体前年通りの額は確保したいと考えております。ちなみに、三十五年度の維持資金の推定の融資額が五十七億程度かと存じますが、三十六年度の計画量との間に大きな差はないわけでありまして、それからなお、取得資金のときに転業方面の資金は考えなかつたか、こういうお話でございまして、自作農維持創設資金融通法の規定に基づきまして私も実行いたしているわけでございます。政府の御方針も、そのような面に対しては三十六年はお考えになつておられますので、公庫といたしましても、もちろんそれに従つてはいるわけでございます。いろいろ考え方をしては政策上あると思つていますが、私も公庫側として申すことではないかと思つております。

○北村暢君 ただいまの答弁では、まあ政策面については触れないというのですから、これは公庫としては、事務当局としてはやむを得ないだろうと思つておりますが、百億の農地取得の資金によりまして、一体どの程度の取得を考えておられるか。これは計画的におわかりになつておられるでしょうか。

○参考人(北島武雄君) 手元にもっと数字がございませぬので、御列席の方々から御答弁いただいたらけつこうかと存じます。

○理事(櫻井志郎君) 北村さん、御相談しますが、政府側から答えて得るなら答えてよろしゅうございませぬか。

○北村暢君 いいですよ。

○説明員(松岡亮君) ただいまの御質問は、百億の取得資金でどのくらい土地の拡大を予想しておるかという御質問でございまして、ちよつと手元に数字がございませぬで数字的に申し上げられませんが、われわれの考え方をしましては、従来三十億ぐらいの取得資金が出ておられますので、このたびも農協法の改正を御承認いただき、農地の信託等の事業も行ない、あるいはそのほか土地の経営面積の限度を広げるといふような種々の措置をとりますると、農地に対する需要は相当ふえるのじゃないか、こういうふうな考え方から相当大幅に増額をしたわけでございます。

農林省の政府委員あるいは説明員の方々から御答弁いただいたらけつこうかと存じます。

○北村暢君 ちよつと私記憶違いがあるかも知れませんが、増反分の未墾地取得というものも含んでおられるか。それからいゆる自立経営農家を創設する、育成するために、兼業農家なり零細農家で土地を手放す、こういうものも含んで農地取得の百億というものが考えられておられるのかどうか、この点をおつたおわかりになつたら、どちらでもけつこうですかからお答え願ひたい。

○説明員(松岡亮君) 増反分の未墾地取得分の土地の買入れ資金というものは、一応予算には入れておられます。それから第二点の零細農家が手放す

土地というよりなものにつきましましては、直接零細農家が手離す土地とかそういう考え方ではございませぬが、今度自作農維持資金の融通の対予として中府農家という考え方を、従来とつておりますその考え方をやめまして、融資の範囲を広げたい、かように考えておるのでございませぬ。

○北村暢君 もう少し詳しく説明願ひたいのですが、一体この貸付限度額はどのくらいに考えておられるのか、それから具体的な例をいへば、一町歩を取得したいという者に対して、この資金によつてまるまる一町歩取得するものについて全部貸してくれるものなのか、どうなのか、こういう貸付の条件といふますか、何といふますか、そういう面についての詳しいこと、取得するものうちの半分しか融資しないか何とか、そういうことか、今後需要が非常に多くなるので、今後需要が非常に多くなるので、そういう面について打合せ合わせといふものがなされておられるかどうか、この点お伺ひたい。

○説明員(松岡亮君) 大体の考え方といたしましては、従来の傾向を調べてみたわけでございます。その場合、農業センサスあるいは昭和三十四年に行なひました農地移動の調査によりまして、一町五反ないし二町の層の農家が一軒当たり農地を購入した面積が二反、平均二反二畝ぐらいでございます。これを反当たり売買価格十七万円と考へまして、大体今後は融資の限度を従来の二十万円から三十万円に引き上げます、このぐらゐの自立経営農家に近いような層の農家でも買ひ得る程度の融資をいたしたい、かように考えておるわけでございます。

○北村暢君 そうしますと、この点は七割強で三十万、そうすれば、大体取得する面積というものが出てくるのですけども、それでは実情に沿わないのではないか、従来の平均が二反二畝く

らいてあつたというのですけれども、今度は政策的にあれでしよう。自作農を創設するために農地の農協に対する何と申しますか、信託制度というふうなものに関連して積極的に農地を取得するということと経営を拡大するといふ考え方が出てきているのですから、これは従来の実績でいつたんでは、私は政策的な意味をなさないのじゃないかと思つてます。従つて従来の貸付限度額が二十万なのを三十万にふやしたのだといへば、これは十万ふえたことにはなりませんけれども、これは今非常に意欲的にしかも基本法の根幹をなす自立経営農家というものを育成して、こうという段階において、全くこれはどこに意欲があるのかわからないと思つたのですが、今日の農家で一町や一町五反の農家で何十万も金をかけて簡単に農地を取得できるというふうなもの、非常に少ないのじゃないかと私は思つたのです。ですから、どうしても農地を取得する場合には、もっと貸付限度額というものを拡大する必要があるのではないかと、これは自民党さんのこの政策の中からも、これはもうそうであるべきじゃないかと思つて、聞けば聞くほど奇々怪々になつてくる、やつてもやらなくてもいいような状態にしか考へておられないといふことではないかといふふうにおつたのです。どうですか、これはもっと貸付限度額等についてことし一年試験的にやってみて、来年度からこれで工合が悪ければ直すといふのならばあれでしようけれども、どうも頭のいい人の考へた案としては徹底しない案のように聞えるのですが、こら辺の考え方というものをもう少し、私はちよつと納得しかねる説明だところ

ておるわけでございます。

○北村暢君 そうしますと、反当たり十七万円から三十万円に引き上げたというのですから、さらに二反歩やらいしかこの融資では取得できないといふことになるようですが、先ほどもお伺ひいたしましたのですが、それは貸し付ける金というものは五反なら五反のうち取得するといふものの半分くらいしか融資はしない、こういう考え方が入つておられるのですか。三十万といふことで限定するといふと、二反歩かそこらしか実際問題として取得できないことになるのだが、そういう方針はどういうふうになつておるのですか。

○説明員(松岡亮君) 確かに御指摘のように三十万円を限度といたしまして五反とか七反とか買ひたいといふ農家にとっては、その半分くらいしか融資がいかないといふことになるのでございませぬが、従来の農地の移動の実例は、大体において大部分自分の現在の経営に對する買ひ増しでございます。で普通比較的狭い面積の買ひ増しが行なわれておるのでございませぬ。しかも、その場合に自作農維持資金に依存する割合といふものは、大体平均しなして七割強、あとはやはり自己資金をもつてまかなうといふふうになつておられます。それらの実例を調査しました結果、大体三十万円程度でよろしいのではないかと、かように考へたのでございませぬ。

○北村暢君 そうしますと、この点は七割強で三十万、そうすれば、大体取得する面積というものが出てくるのですけども、それでは実情に沿わないのではないか、従来の平均が二反二畝く

らいてあつたというのですけれども、今度は政策的にあれでしよう。自作農を創設するために農地の農協に対する何と申しますか、信託制度というふうなものに関連して積極的に農地を取得するということと経営を拡大するといふ考え方が出てきているのですから、これは従来の実績でいつたんでは、私は政策的な意味をなさないのじゃないかと思つてます。従つて従来の貸付限度額が二十万なのを三十万にふやしたのだといへば、これは十万ふえたことにはなりませんけれども、これは今非常に意欲的にしかも基本法の根幹をなす自立経営農家というものを育成して、こうという段階において、全くこれはどこに意欲があるのかわからないと思つたのですが、今日の農家で一町や一町五反の農家で何十万も金をかけて簡単に農地を取得できるというふうなもの、非常に少ないのじゃないかと私は思つたのです。ですから、どうしても農地を取得する場合には、もっと貸付限度額というものを拡大する必要があるのではないかと、これは自民党さんのこの政策の中からも、これはもうそうであるべきじゃないかと思つて、聞けば聞くほど奇々怪々になつてくる、やつてもやらなくてもいいような状態にしか考へておられないといふことではないかといふふうにおつたのです。どうですか、これはもっと貸付限度額等についてことし一年試験的にやってみて、来年度からこれで工合が悪ければ直すといふのならばあれでしようけれども、どうも頭のいい人の考へた案としては徹底しない案のように聞えるのですが、こら辺の考え方というものをもう少し、私はちよつと納得しかねる説明だところ

いろいろに考えるのですが、何か今後においてその実情に沿わなければ、もっと大きく改めるといふような考え方もあるのかないのか、この点をお伺いしておきたい。

○説明員(松岡亮君) 確かに御指摘の点は非常にむずかしい問題であると存じますが、農林省といたしましては今後経営拡大のための資金供給という点につきましては、ますます力を入れて参りたい、こういうふうに考えているのでございます。

ただただいま御指摘のありました三十万円に限度を引き上げると、一件の貸付限度を引き上げることでは不十分ではないかという点につきましては、これは例々の事例になりますと、そういう場合も出てくる可能性はあると存じますけれども、一般的に申しまして一方において貸付限度を広げることも必要でございますが、償還の方の能力の方も考えておかなければならないというところでございます。一応御参考のために数字を申し上げますと、農家経済調査によりまして、大体先ほども申し上げました、一町五反ないし二町層の農家の経済余剰を見ますと、四万五千円前後でございます。これを全部償還に回すという事は、なかなか容易ではないのじゃないか。かりにそれを半分と押えてみますと、まあただいまの五分二十年という条件でいいますと、やはり三十万円くらいが妥当なところである、かような算定も一応してみたのでございます。それらいろいろ勘案いたしましたして、一方において限度を引き上げるけれども、その限度は一応三十万円くらいがよろしいところではないか、かように考えたのでござ

います。

○北村暢君 そりすると、この自作農創設資金というのは、取ることを前提にして逆算しているようなふうにししか受け取れない。そういうもので大体農地を、経営を拡大しようなんて大それた考えを持ったつて、基本問題と全然今の説明だということと合わないじゃないですか。私はまあそういうふうな感じがします。

これはここで論議していてもあれです。これは私は、今度の基本問題との関連における今の政府の基本的な政策ですから、ですから私はよく聞いて聞いているわけなんです、どうも聞けば聞くほど、たよりないことになっていくような感じがします。これはまあ以上質問いたしませんけれども。

○秋山俊一郎君 ちょっと関連して。私は参事官にお伺いするのはどうかと思っておりますが、農林当局に伺いたいのです。

今、自創資金の問題が出ております。またこの法案の改正につきましても、林業経営の改善に要する資金の貸出ということがうたわれているのであります。これが、漁業の面においてはさういふことがないのです。私は日ごろからさういふことを要望しているのです。ところが、御承知のように、沿岸漁業は今非常に窮乏している。この沿岸漁業が、漁業者が事故のために船も売ってしまわなければならぬ。漁具も売って小さい五トンか六トンくらいの船で操業しておるものが、場合によっては韓国に船を売却されてしまったとか、あるいはまた働いている大事な支料が

病気になるって働けないといったような場合に、どうにもこうにもならないようなことから転落してしまうという、非常に気の毒なケースがあるのです。これらを救済するための施設は何にもないのです。少し大きな船になりますと公庫から借りられますけれども、小さい船はなかなかその貸出の対象になり得ない。やむを得ずこれが転落して、病気がおつても、船もなければ漁具もないから、結局日雇人夫にでも出なければならぬというところが最近だんだんと出てきております。

そこで政府においてはこの自作農創設資金とか、今度のこの林業経営の資金とかといったふうなものを見合うふうな、いわゆる沿岸漁業の維持資金といったものを創設する意思はないかどうか、これは政府の、農林省の考え方としてさういふことが考えられたことがあるかどうか、あるいは今後考えられるかどうか、この点を一点伺っておきたいのです。私は自作農というものは、土地というものを土台にして考えておりました、相当古くから資金は創設されてやっておりますが、なるほど土地というふうな、いわゆる農地法のごときものは漁業にはないいたしました。しかも、漁業あるいは農業の性質がよく似通っているのですから、そこでこれらのものは何よりどころがないか、転落したって仕方がないのだという事は、これは許されないと申すので、その点は金融をあずかっておる農林省の金融関係当局として、どういふふうなお考えを持っておられますか。これは大臣に伺いたいところでありますけれども、おわかりでしたら、一つ御答弁願いたい。

病気になるって働けないといったような場合に、どうにもこうにもならないようなことから転落してしまうという、非常に気の毒なケースがあるのです。これらを救済するための施設は何にもないのです。少し大きな船になりますと公庫から借りられますけれども、小さい船はなかなかその貸出の対象になり得ない。やむを得ずこれが転落して、病気がおつても、船もなければ漁具もないから、結局日雇人夫にでも出なければならぬというところが最近だんだんと出てきております。

○説明員(松岡亮君) 私どもからお答え申し上げるのは少し慥越かとも思いますが、実を申し上げますと、御指摘の申したような漁業経営安定資金と業資金に類似した制度を作るという点については、ただいままで十分な検討をいたしたことがございません。確かにその点において比較いたしますと、多少欠けるところがある感があるかと思つておりますが、林業経営資金につきましては、つい最近の研究によりまして実現することに相なると思つてございまして、ただ漁業につきましても、まあ林業が今度入ることになったにつかしまして、その前に漁業の共済あるいは今度やはり御審議をいたしております魚佃安定基金制度、そういう方々の方面から漁業経営の、特に小規模の漁家の経営安定をはかっていくということが、どちらかと言えれば基本的な問題じゃないか。さら

にその上に漁業経営安定資金といったようなものを考えるかどうかにつきましまして、今のところ研究不足でございます。十分研究させていただきますと存じます。

○秋山俊一郎君 ただいまのお話のうちの魚佃安定基金というものは、全然性格が違うのです。これは御承知じゃないかもしれませんけれども、これは全然性質の違ったものであつて、さういふ林業経営とか、あるいは自作農創設維持資金とかいったようなものに似通った性格のものじゃないのです。私の言つのはさういふ特殊なものではなくて、ここにありますように、林業経営者が病気になるって困るような場合にも出せるような資金です。さう

いったものが漁業にないということはおかしいですよ。これは、今日までそういうことを考えられなかったということは非常におかしいので、私どもは少なくとも来年度においてはこれを予算に計上すべくあらゆる努力をするつもりでおりますが、金融をあずかる当局としても一つこれからでもまあおそくないのじゃない、おそいのですけれども、しっかりと一つ研究をしておいていただきたい。どうも林業には山がある、あるいは木がある、また自作農には土地がある、あるいは開拓方面においてもさういふものがあるということ

を言われるかもしれませんけれども、漁業をやる者には漁具もあれば漁船もあります。生産手段というものがそれぞれあるのであります。漁場こそ個人のものでありませぬけれども、場合によっては漁業をやる許可の権利も持つておる場合があります。さういふものがみな捨てられてしまつて転落する場合があります。これを救済していくということが今日沿岸漁業の振興といふことが強く打ち出されておる際に、さういふものをなおざりにしておくことは、私は非常に片手落ちだと、元来私は農林委員として見ておると農民については手厚いいろいろな措置が講ぜられておる。これは政治力のいたすところかもしれません。農林当局自体が先に立つて、私はさういふ谷間にある国民に対して思いやりのある制度を一つ作つてもらふということがぜひ必要だと思つておるので、今後十分一つこれを検討しておいていただきたいと、要望しておきます。

○北村暢君 今の自作農維持資金について、なお、しつこいようですが、要

したものが漁業にないということはおかしいですよ。これは、今日までそういうことを考えられなかったということは非常におかしいので、私どもは少なくとも来年度においてはこれを予算に計上すべくあらゆる努力をするつもりでおりますが、金融をあずかる当局としても一つこれからでもまあおそくないのじゃない、おそいのですけれども、しっかりと一つ研究をしておいていただきたい。どうも林業には山がある、あるいは木がある、また自作農には土地がある、あるいは開拓方面においてもさういふものがあるということ

望にもなるかとも思うのですが、一体この平均反別が今一町足らず。それに対して三十万の融資ワケ限度だということになると、反当たり十七万はするという。そうすると、これは二反か三反しか拡大できないことになるのです。そうすると、基本問題調査会です。言うところは一町五反から二町の農家を作らうと、こう言っているでしょう。しかも、所得倍増計画では、二町五反の農家を作ると言っている。それじゃあ、まだ全然公庫の資金だけでは問題は解決しないと思う、こういうことになると思う。もう余裕のある一町歩くらいの農家がほとんど余裕があつて公庫から金を借りなくてもほかに農地取得をできる道があれば、私は無理して公庫から借りる必要もないと思いますけれども、そんな余裕のある農家なんというの、今あなたの言われるその償還能力からいって逆算してもないのですよ。大体そうすれば、どうしてもやはり長期低利の資金にたよらざるを得ないでしょう。そのためにこそ、公庫資金というのはあるのじゃないですか。それでですから、どうもこのほかにもつと農地取得するためのいい方法があれば、これは所管が農地局の所管がしれませんけれども、まだ納得するのですけれども、私はやはりこの公庫の資金が一番有利だと思う、長期低利で借りるときに、ですから、これは根本的にやはり考えを改めてもらつて、改めてもらう必要が私の方じゃなしに、自民党の方からこれは要望されてしかるべきだと思うのですが、そうでないという、みんなの考えている、政府の考えていることの実現なんというものは、どうやってやるつもりか知りませ

席

んけれども、所得倍増計画の二町五反というものの関連において、一体どのように考えておられるのか、この点、しつこいようだけれどももう一べん聞いておきたいと思つてます。
〔理事櫻井志郎君退席、委員長着席〕
○説明員(松岡亮君) 確かに御指摘の問題はあるかと存じますけれども、所得倍増計画あるいは農業基本法の考え方、法案の考え方に基づいて、まあ今後自立経営を作つて参るといふこととは、これはかなり長い過程を要することでありまして、まあ現在平均九反弱の経営を一挙に一町五反あるいは二町五反というような目標である経営規模に引き上げるということにつきましては、まあ相当な長い期間にわたる努力も必要であります。今後農林公庫からも、自作農維持資金の融資につきましても、経済の成長に伴う農業の就業構造の変化なども勘案いたしまして、漸次拡大する方向で考えていかなければならぬとわれわれも考えておる次第であります。

○北村暢君 これは実際問題として運用上、今隣りの農家がまあ五反なり七反なり手離していくといった場合に、隣の農家を買つた方が都合がいい、経営規模を拡大するのには、そういう問題必ず起きてくるのじゃないですか。平均で言へば、それはあなたのおっしゃる通りに、一反のものがあるいは何年かかかつて二反、三反とふやしていく。こういうこともあり得るかもしれないけれども、実際問題として運用される場合に、一戸の農家が離農する場合には、その一町なんというものを細分割して、もう資力がなから一反ず

つ分けると、こういうことで分けて、そうして、とんでもない離れた人まで買わなければならぬ。こういうことからいけば、実際の運用面からいって、この三十万円の限度額というものは、そういう運用面において非常におかしな、ちぐはぐなものができるのじゃないかという感じがするのです。計画としては、漸次やっていくというのにはわかるかもしれないけれども、実際の公庫の貸すという場面へいけば、当然、そういう今言ったような、私の言ったような例が出てくるのじゃないか。将来また一町歩というものは一反ずつ十カ所に分けて持つなんて、あるいは交換分合でできればいいけれども、そういうようなことができない場合には、運用面として必ずそういう面が出てくるのじゃないか。その場合に、三十万円という限度額で押えるというところになると、これはしゃくし定木からいけば、借りられないことになってしまふのです。これは、だから、従つて、そういう実際の運用面において、そういうところについては、三十万円という限度額というものを、必ずしも守らなくていいものかどうか。今の説明だとも、どうも、こえるということとは非常に至難なように考えられるのだけれども、この点は今、私、答弁は求めようと思つておられます。やはり公庫の融資なんというものは、愛情に即応して、借りたものがあつたがるような形で貸されるのが、私は一番いい運用の仕方だ。貸してはくれたが、さつぱりあつたがたみがない、こういうのは、貸した方からいって、運用する面において、非常に実情に沿わないよ

うな形だ、要望にこたえられないような形で貸すのじゃないか。でありまして、この点は私は、今直ちに答弁をしるとか、回答しろとかいうことは言いませんけれども、実際の運用面からいって、私は矛盾したものが出てくるのじゃないかという感じがします。十分検討を加えていただきたい。それからもう一つ伺いたしたいのは、果樹園造成の十億ですか、この資金と、それから自作農維持創設の農地取得のものとの、同じように取得をするということになれば、ダブルの感じがするのです。また、ダブルで借りていいの、どうなのか。自作農の方で三十万円限度額しか借りられない。それで、果樹園を、そのところに果樹園をやるといふことになれば、果樹園とは、造成のための資金とダブルというところおかしけれども、一町なから一町というものを取得する場合には、自作農維持創設の方でも借りるの、いいし、それから果樹園の造成のため借りられる、この果樹園の造成のための限度額というものは、一体どのくらいなのか、この点ちょっと伺いたしたいです。

○説明員(松岡亮君) 果樹園造成の方の、資金は、果樹園の施設を作る、及び果樹の植栽費に対する融資でございますから、土地の取得資金を含んでおりません。従つて、自作農維持資金とは別に借りることができるところでございます。それから、限度は別に設けておりません。さようお考え願つて下さりませ。

○安田敏雄君 先ほどの北村さんの御質問の中から、公庫の方にちょっとお聞きしたいのですけれども、自創の資金を先ほど最高限度額三十万と言つておりましたが、大体各地区の地域の事情にもよりますが、土地の時価は違いますけれども、価格は違いますけれども、大体公庫の場合は畑の場合は一反歩についてどれくらい融資をするのか、あるいは田についてはどれくらい融資をするのかちょっとお聞きしたいと思つてます。

○参考人(北島武雄君) 業務計画課長からお答え申し上げます。

○委員(藤野繁雄君) それでは農林漁業金融公庫業務計画課長川島敬忠君を参考人としてその答弁を求めます。

○参考人(川島敬忠君) お答え申し上げます。今確実な資料がございませんので、大体公庫で貸しております反当の平均でございますが、田が約十反でございます。畑が三万五千ないし四万でございます。これは実際に貸し付けておられます中で公庫の貸付金額を平均いたしますと、大体そういうことになるのでございます。

○安田敏雄君 そこで今まで、田では最高どのくらい貸したか、あるいは畑では最高何反歩くらいまで貸したか。

○参考人(川島敬忠君) ちょっと今わかりかねます。ちょっと手元ではわかりかねます。

○安田敏雄君 話を覚えてもう一つ聞いておきたいことがあるわけですが、この三十六年度の計画の中でこの法案を見ますと、改正法案は林業関係の経営を維持するために、まあ一部法案の改正をしたわけなんです。ところが、林業について見まして造林については、それから林業経営安定のためにはふえておられますけれども、林業経営を安定するという点においては、

当然私も考えますには林道の拡充ということがあるようになってくるだろうと思う。そういう意味においてまあ今年度は昨年より林道関係が二億六千万円ばかり減らなっておるわけですね。こういう点からいって、公庫では昨年度の実績と照らし合わせてこの二億六千万円の減についてはどういふふうにか考えておるのかお聞きしたいと思います。

○参考人(川島敬忠君) 林道資金につきましては、三十四年度におきましては当初の計画が十億六千万でございまして、それに対して結局公庫で貸しました実績は七億八千五百万円でございます。三十四年度が、計画に対してかなり下回っているわけでございまして、それから三十五年度につきましても、まだもう四、五日あるわけでございしますが、ただいまのところでは大体計画が七億八千でございまして、これはほぼこの通り出るのはないかと思っておりますが、林道は公庫といたしましては、比較的需要が貸付計画一ぱい一ぱいというのが現状でございませう。

○安田敏雄君 経済局ではどういふふうに考えておられますか。
○説明員(松岡亮君) たいま公庫の方から御説明がありました通りでありまして、この融資による林道事業の方は、需要が比較的はかの方に比べまして活発でないようでございます。そこで大体前年度をわずかに上回る程度でございまして、八億円を明年度の予定額といたしたわけでございます。
○安田敏雄君 これはまたあとで私申し上げたいと思いますが、公庫の方が来ておりますから、しかし今年度は造林

と林業経営安定のためには大幅に増加しているわけですよ。これと見合せて、むしろ林道においては昨年度よりも上回らなければならぬ、こういうふうに考えられるわけですね。それが逆に減っているということについては、ちょっと今までの説明だけでは了解しがたいのですけれども、これはまああとで質問しますから、よろしゅうございませうけれども。

○北村暢君 先ほどの安田君の質問に対して、公庫からの説明を聞くと田が当反たり十数万円、それから畑が三万五千から四万円、こういうことなのですが、実際にこれを運用されてみて農民の要望なり何なりに農地取得の融資というものが実情に沿っているか考えているのか、農民の要望にこたえておらないのか考えているのか、ここら辺のところはどうなんですか。農林省はこれは政策的にいろいろ償還という問題を、返済という問題を考えて限度額をきめておられるわけですが、実際に運用されて末端の事情というものは、あなた方公庫の立場で運用されておってどのように把握されているか、農林省によってきめられた限度額以内で貸せというから貸しているというだけのこと考えておられるのか、その運用面についての実際のあれですよ、経験からくる農民の要望というものをどのように把握されているか、この点お伺いしたい。

○参考人(北島武雄君) もちろん、御高承の通り現在農地の移動が大幅に制限されておりますので、現在の農地移動、現行法下におけるところの農地の移動の状況におきましては、現在の二十万円の貸付の限度におきましてその

私は不便をこうむっているという声を、今までの耳にしたことがないわけでございます。ただ、今回のように農業基本法関係で大幅に今度農地制度が修正になりますと、これはまあ相当大幅に増加されること存じますので、ただ、今年度の三十万円がいいかどうか。これについては、もちろん大所高所から御観察の上おきめになったことございまして、現在までの進行の状況におきましては、今までの二十万円におきまして、取得資金においてそれ大きな制約は受けていないように思われます。

○安田敏雄君 今の点について、地方に行きますと、大体田が今三十万円くらいにして、一反歩。それから畑が十五万円から二十万円くらい。そうしますと、今度は政府が自立経営農家の育成ということで、積極的に農地法の一部を改正して、その面を府県を通じて、あるいは公共団体を通じて推進していきまうという、これは必然的に多少持っているより以上に値上りをしていくことになるわけですね。そういうときにおいて、結局、従前の農地のきわめて移動のなかつたこのワクでは、おそらくこの資金の活用ができなくなっていくのではないかと、このように考えられてくるわけなんです。従って、こういう点については十分検討して、さらに、反当たり十万円、三万五千円というようなワクを改訂していく必要があるのではないかと、でなければ、この自作農維持創設資金の金額を、総額をふやした意味にも通じないと思うのですよ。こういう点については、十分一検討願いたいわけですね。

○北村暢君 それから最後にお伺いしたいのは、今度の法案で、理事一名をふやすことになっておるわけですね。それで、理事一名ふやすのは、あなたの所の総裁は非常に練達たんのうの士でありますから、公庫の業務よりも、何か災害補償の委員長だと何かとかがあって、外の仕事の方を相当たくさんやっているんじゃないかと思つたんですね。もう少し総裁が公庫に専念すれば、理事一名の追加の必要はないんじゃないかと、私はこう思う。これはいやがらせでなくて、そういうふうな感ぜられる。でありますから、今度ふえた理事というのは、一体何を担当されるのですか。

○参考人(北島武雄君) 公庫の業務を、昭和二十八年に、たしか当時の特別会計の貸付残高約三百二十億円を引き継いで発足したわけでありまして、昭和二十八年度は、それも二百六、七十億のたしか貸付であったと思つて、それが年々増加いたして参りました。御承知の通り、三十六年度は六百億に達しております。すでに貸付の累計も二千六百億に達しております。現在高がちょうど二千億に達しております。それにもかかわりませず、理事は当初兼足いたしまして当時の陣容で参つたわけですね。このような膨大な事務を処理するにつきましては、やもすると手不足の感を免れません。もちろん、総裁は練達たんのうの士でいらつしやるので、公庫の業務をしっかり把握していらつしやいますけれども、それにしまして、このような膨大な業務につきまして、当初創設当時の陣容では何ともまかない切れません。そこで彼此勘弁いたしまして、各理事の分担を適当に持たせることによ

りまして、公庫の業務の運営の適正をはかる、こういう趣旨でございまして、一人ふえたら何を担当させる、こういうことにつきましては、実は総裁の最高方針でございまして、原則として、おそらく私は職員の中から登用されるのではなからうか、こういうふうにか考えておられます。顔融れによりまして、総裁が適当に分担をお命じになる。それによって全体の一人の分量を適正にする、こういうふうには考えておられます。

○北村暢君 その点で、理事一名ふやされるのですが、支所ですか、の増設、昨年支所が出張所か……。
○参考人(北島武雄君) 支店でございます。
○北村暢君 支店の増設等も行なわれて、人員もふえたのだらうと思つて、それから業務上からいって、理事がふえても、下の方の職員がふえなければ業務過重になるのじゃないかという感じがする。今回は理事一名だけがふえることになっていて、ほかの職員というものはふえないのかどうなのか。それから公庫の内容からいって、事務費、人件費というものはやはり相当ふくらむかふくらまないか。最近のベースアップの状況からいって、昨年の十月國家公務員が賃上げになっておるわけですが、その後それが匹敵するベースアップというものが行なわれたのかどうなのか。また、今後の職員の給与というものについて、来年度どのようなか考えておられるのか、これらの問題について、この農林省の承認を要する予算とも関連あると思うので、そこら辺の事情をちょっと御説明願いたい。

○参考人(北島武雄君) 理事だけがふえてるのでないか、こういうお話でございすが、当初公庫が創設された当時、たしか百人程度の人員で足りたと思います。年々増員になりまして、昭和三十五年におきましては、職員の数定は五百四十三人、それがさらに昭和三十六年度におきましては、四十二人増加いたしました五百八十五人、年々事務分量の増大に対応いたしました、私どももいたしましたしては、これを処理する職員の増員につきまして、年々お願いいたして参りまして、貸付に支障ないよういたしておるわけでございます。今回の役員増員は、今まで全然増員してなかった役員に対して、業務に遺憾のないようにとにかく増員いたしましたして事務処理に万全を期そう、こういう趣旨でございます。

給いたしておると思ひます。どうぞ御了承願ひたいと思ひます。

○河野謙三君 漁業関係のは融資の場合に、この表を見ますと、漁港関係の融資がむしろ少しふえてるが、漁船関係が当初から見ると非常にふえていますね。これはおそらく漁港関係は自治体の起債等にゆだねるというかおつつけるといふか、そういうふうな農林省が方針をとって、むしろ漁業としてのワクを漁港はなるべく起債等におつつけて、漁船の方にそのワク全体を回して漁船の方の需要にたえろというふうな、これは公庫よりも政府の方針がそうなっておるんじゃないかと思ひますが、私の想像間違ひでございせんか。

○説明員(松岡亮君) 漁港の事業は、御承知のごとくほかの場合に比べまして町村等とか公共団体管が多いわけでございます。従ひまして、その面からいひましても、公庫の融資によらない事業が非常に多うございます。で、団体管の場合におきましても、大体非常に補助率が高いものでござい、ますから、融資の面ではあまり進まない。特に融資単独の事業というものはございませんで、大体最近においては横ばいの状況でございませんで。

○河野謙三君 そうしますと漁港の融資というものは、需要がむしろあまりないの、需要のあるままに漁港の融資はしてある、私がさつき申し上げたように起債の方にだんだんおつつけられて、そしてその分を漁船の方により多く回すように方針をとつてい、こういう私の申し上げたことは私の間違ひであつて、政府自体にはそういう方針はないのだ、こういうことですか。

○説明員(松岡亮君) 特に漁港の金を押えて漁船の方に回すということではございませんで、漁港の事業が、市町村の事業として行なわれます結果、先におつつけましたように市町村の起債によるものが多いわけでございます。補助事業につきまして、補助の残つた部分に対して漁港の融資が行なわれますけれども、その町村管につきましても、市町村の一般の起債で行なわれるのでございませんで。そういう関係もありまして、あまりこの方は融資単独の事業がございませんで、進まない、こう言つてよろしいかと思ひます。

○河野謙三君 これは漁港のみならず各業種別に見ますと、当初から今日まで、ものによつて多少の違いはありますが、傾向が見えますが、これは貨幣価値の変動によることなんですか、それともそうでないあれですか、ということ、一口当たりの融資額が大きくなつたということになるわけですね、そうじゃございませんで。

○説明員(松岡亮君) ただいま的確なお答えは申し上げられませんが、これは多少事業によつて違ふかと思ひます。たとへば土地改良におきましては、小規模のいわゆる非補助小団地事業というふうなものに非常にふえておりますので、件数からいいますとそういう件数が非常にふえてい、るとい、一般的にそういう傾向があるといふことは、実は的確にお答え申し上げられませんが、必ずしもそうではな、かように考えます。

○河野謙三君 たとへば一般の部で、大臣の指定施設というところを見ましても、昭和三十年には件数が千四百八十三であったものが、今度は五百二十六になつておる。なるほど金額も減つておりますけれども、これは必ずしも件数と金額というものがバランスしてないのですね。

○説明員(松岡亮君) 確かに御指摘の通り、画一的な傾向は必ずしもございませんで。今の主務大臣指定の一般は、農舎、畜舎とかそういうものでございませんで、これはほかの面での系統融資などでもかなりこの辺はカバーできておりますので、件数としても減つた傾向がございませんで。なお、これは今回は近代化資金融通法の方に移すことになつております。

○河野謙三君 わかりました。

○委員長(藤野繁雄君) 他に御発言もなければ、本案についての参考人に対する質疑は終わりました。

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

なお、公庫の事務を処理するに必要な事務費、人件費はどうなつておるか、こういうお尋ねでございますが、もちろん、これは予算の制約はありますけれども、私どももいたしては、公庫の業務を円滑に遂行するためには必要な予算は必ず要求いたし、また、今まで必ずしも十分とはいへないかもしれませんが、まあまあこれでごまかしたくないというところ、人件費につきましては、もちろん同様でございます。昨年の十月を起点とする公務員のベース・アップに準じて、公庫関係におきましても大蔵省に要求いたしました、予算の流用によりまして、公務員と同じベース・アップ率を適用することいたしましたして、すでに多分本月十月にさかのぼつて追加支

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

○委員長(藤野繁雄君) 速記を起こして。本日はこちらをもって散会いたします。午後三時十六分散会

この供託金制度が施行されるときは、家畜商の営業は資金不足のため半身不随となつて大困難をきたすことになるばかりか、このような零細業者切捨て政策は必ずや業者の減少によつて生産農家にも悪影響を及ぼし、畜産の発展は阻害され、生活権を奪われる業者の生活苦は、やがて重大な社会不安を引き起こすことになるから、本改正格について慎重なる審議をせられたいとの請願。

第一〇五四号 昭和三十六年三月十日受理

農業災害補償制度改正等に関する請願
請願者 三重県桑名市深谷町 三、六〇九ノ一 片岡 年王外二千五百十三名

紹介議員 井野 碩哉君

農業災害補償制度の改正にあつては、その基本を農家負担の軽減におくとともに、現在困難な事業推進に直接たずさわっている農業共済職員等の身分を保障するため、(一)農業共済職員に離職等の犠牲者を出さないよう完全雇用の措置をとること、(二)農業共済職員の身分安定措置を確立すること、(三)農業共済職員給与の改善方法を講ずること、等の実現について格別の配慮をせられたいとの請願。

第一〇七五号 昭和三十六年三月十日受理

農業災害補償制度改正等に関する請願
請願者 佐賀市神野町七〇六佐 賀県農業共済団体職員 会内 中溝謙三郎外千 三十九名

紹介議員 鍋島 直紹君

農業災害補償制度の改正にあつては、(一)農業共済職員の完全雇用と身分安定措置を講ずること、(二)職員の給与改善を図るとともに、職員設置費は実質的に全額を国庫で負担すること、(三)損害補てんについては国庫負担割合を増額するとともに、基準収穫量の設定にあつては、実態に見合と設定ができるよう措置すること、(四)建物等任意共済再保険措置の確立を図ること、(五)制度改正は農家の絶大な要求で早急に実施の必要が認められるから、ぜひ今国会で新制度移行のための措置を完了すること、(六)共済団体損害防止体制の強化拡充を図ること等の実現を期せられたいとの請願。

第一一三三三号 昭和三十六年三月十日受理

農業災害補償制度改正等に関する請願
請願者 宮崎県日南市大字西弁 分五、四二五田農業 協同組合長 河野深水 外七十五名

紹介議員 平島 敏夫君

農業災害補償制度の抜本的改正と建物等任意共済事業の農協一元化については多年にわたつて強く要請してきたところであり、関係当局においてもこの趣旨を了解し、その善処方を言明してきたが、今般明らかにされた本制度改正の方向は、要請とはほど遠く、しかも建物等任意共済事業の一元化についてはならぬ進展をみず、このまま推移する場合には、いたずらに混乱を生ぜしめる結果を招来することとなり、はなはだ遺憾であるから、この際任意共済事業の取扱ひについてすみやかに検討を加え、建物等任意共済事業

の農協一元化を実現せられたいとの請願。

第一一三八号 昭和三十六年三月十日受理

農業災害補償制度改正等に関する請願
請願者 岡山市桑田町一ノ二岡 山県農業協同組合中央 会会長 川上光市外四名

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第一一三三三号と同じである。

第一一三九号 昭和三十六年三月十日受理

農業災害補償制度改正等に関する請願
請願者 京都市中京区西ノ京小 堀町二ノ交京都府共済 農業協同組合連合会内 夜久全宏外七十五名

紹介議員 井上 清一君

この請願の趣旨は、第一一三三三号と同じである。

第一一四〇号 昭和三十六年三月十日受理

農業災害補償制度改正に関する請願
請願者 京都市中京区西ノ京小 堀町七京都府経済農業 協同組合連合会会長 田中順吉外百四名

紹介議員 大野木秀次郎君

この請願の趣旨は、第一一三三三号と同じである。

第一一四一四号 昭和三十六年三月十日受理

農業災害補償制度改正等に関する請願
請願者 京都市中京区西ノ京小 堀町二ノ交京都府共済 農業協同組合中央会会長 小林良雄外二百八十四 名

この請願の趣旨は、第一一三三三号と同じである。

第一〇七六号 昭和三十六年三月十日受理

農業協同組合合併助成法案の一部修正に関する請願(五通)
請願者 岡山市赤磐郡吉井町長 直原恒外四名

紹介議員 仲原 善一君

昭和三十一年以来農業協同組合整備特別措置法により、国は農協合併の奨励措置を進めてきたが、この勧告により合併した組合は、単なる合併事務費の交付を受けたのみで積極的な事業推進に関する助成措置は受けていない。従つて積極的な農協活動が行なわれていない。このたび農業協同組合合併助成法により合併した組合は、その育成のために助成措置が行なわれるが、この法律施行前の合併組合はその助成措置がない。公平な行政の立場から合併助成法施行前の合併組合も当然今後の育成については合併助成法による合併組合と同様の助成措置を受けることが至当と考えられるから、農業協同組合合併助成法案の一部を修正して、その一部を既合併組合にさかのぼり適用せられるよう同法附則に「この法律施行前五箇年以内に行政府の勧告により合併した農業協同組合が、この法律施行後一箇年以内はその組合の総会(総代会)の議決を経て合併組合の整備強化計画

を定めた場合には、当該組合については、当該計画をこの法律に定める合併計画とみなして、合併計画の適否の認定、行政庁の援助、助成措置等及び税法上の特例措置の規定を適用する。」の条文をそり入れられたいとの請願。

第一〇七七号 昭和三十六年三月十日受理

農業協同組合合併助成法案の一部修正に関する請願(六通)
請願者 岡山県上道郡上道町東 平島一、三一七上道農 業協同組合長 國富豊 外五名

紹介議員 重政 庸徳君

この請願の趣旨は、第一〇六七号と同じである。

第一一〇二号 昭和三十六年三月十日受理

農業協同組合合併助成法案の一部修正に関する請願(五通)
請願者 岡山県邑久郡長船町長 船克己外四名

紹介議員 田中 啓一君

この請願の趣旨は、第一〇七六号と同じである。

第一一一二号 昭和三十六年三月十日受理

農業協同組合合併助成法案の一部修正に関する請願(五通)
請願者 岡山県苫田郡鏡野町吉 原二八三芳野農業協同 組合長 坂手長治外四名

紹介議員 植垣弥一郎君

この請願の趣旨は、第一〇七六号と同じである。

じである。

第一一三三号 昭和三十六年三月十日
五日受理
農業協同組合併助成法案の一部修正
に関する請願(七通)

請願者 岡山県倉敷市高須賀一
九〇ノ三豊洲農業協同
組合内 三宅鹿二外六
名

紹介議員 近藤 鶴代君
この請願の趣旨は、第一〇七六号と同じである。

第一一四二号 昭和三十六年三月十日
六日受理
農業協同組合併助成法案の一部修正
に関する請願(三通)

請願者 岡山県和気郡備前町大
字伊部一、七五六備前
町農業協同組合長 山
田正也外二名
紹介議員 野本 品吉君

この請願の趣旨は、第一〇七六号と同じである。

昭和三十六年四月七日印刷

昭和三十六年四月八日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局